

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

1. 教育の質保証を行うために、カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーの策定により大学院課程の到達目標を明確化する。

- ① 引き続き、大学院課程の実質化に向けた改善について検討する。
- ② 教育環境の国際化のために必要な施策を検討し、順次実行に移す。

2. 学際的な分野における大学院教育の充実を図るため、大学間連携を推進する。

- ① 学際生命科学「東京コンソーシアム」としての人材育成理念に基づき、生命科学・栄養科学関連の学協会(日本脂質栄養学会等)や企業と協働した社会連携型の大学院教育プログラムの構築を推進する。
- ② 院生や教員への調査に基づき、4大学共通カリキュラムの見直しを行う。

3. 多様化・複雑化する高度専門職業人の養成ニーズを踏まえ、大学院課程における横断的、複合的な履修取り組みを推進する。

引き続き、高度な女性専門職業人及び多様な領域での実践力を養成するための教育プログラムを推進する。

4. 学士課程においてお茶大型リベラルアーツ教育を推進し、専門基礎力、学士力を養う。

外国語教育について新しい教育課程(AC Tプログラム等)を実施する。

5. 社会や学生の多様なニーズに応えるために、学生が主体的に選択できる教育プログラムを導入し、学士課程を再構築する。

専門教育複数プログラム選択制により学修する学生が、主プログラム以外のプログラムの登録を済ませたのに併せ、全面展開された同制度下での学修上の問題点等を精査し、改善方策を立てる。

6. 教育の質保証を行うために、カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーの策定により学士課程の到達目標を明確化する。

- ① 成績評価についてG P A導入に伴う検証を学内で報告し、共有するとともに、特にグローバル人材育成のためのプログラムを対象にした学習の質的成果を表す学習ポートフォリオの開発と運用に向けた取り組みを行う。
- ② 大学間連携共同教育推進事業『教学評価体制(I Rネットワーク)による学士課程教育の質保証』が採択され、学生調査や卒業生調査、英語力調査、企業調査などの調査分析結果を大学間の連携において教学の相互評価体制に活かしていくための基盤を構築する。

7. 生涯にわたる学びを保証する観点から、大学とそれにつながる初等・中等教育との連携を強化することを目指し、大学と附属学校との一貫した教育体制を整備する。

- ① 平成24年度実施した7年間の成果を確認するためのシンポジウムの結果を踏まえ、改善策を検証しつつ、引き続き高大連携に係る教育課程を試行する。
- ② 幼小連携の実践を踏まえた連携教育課程を可視化し、学内外に公表する。また、連携教育課程を継続的に試行し、評価作業を開始する。
- ③ 引き続き、研究プロジェクトにおいて、大学と附属学校が連携して、「変動社会に

対応する教師のコミュニケーション力育成と授業力向上」事業を推進する。

8. 女性のライフプランニングに対応した社会人の学習機会を強化する。

生涯学習講座モデルケースの実施結果の分析を行い、改良案を策定する。

9. 多様な進路やキャリアモデルに沿ったキャリア教育を拡充する。

先進的な事例の視察調査及び研究会を開催し、多様なライフスタイルに適合的なキャリア教育プログラムを開発する。

10. 高度専門性と探究力・研究力を備えた学校教員を養成し、教員免許更新講習などの現職教員研修に資するシステムを開発する。

① 本学の独自性を生かした現職教員研修システムを試行し、運用上明らかにされる課題を整理する。

② 副専攻によるインターンシップ型授業を取り入れた教師教育プログラムを継続し、高度専門性と研究力を備えた学校教員養成の視点から教育的効果や改善点を検討する。

11. 現行の多様な入学者選抜の適正実施と、国内外に向けた入試広報活動の強化を図る。

国際化に向けた外国語ホームページの充実（外国語によるニュース配信）を図る。

12. カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーに対応したアドミッション・ポリシーを策定し、実行する。

アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜実施状況の確認と分析を行う。

13. 高大連携特別選抜による入学者の追跡調査を定期的に行い、入学前教育課程、入試方法の改善を図る。

高大連携特別入試により入学した卒業生の成績、アンケート・面談調査の結果を分析するとともに、引き続き在学生に対する追跡調査を実施し、高大連携特別入試の効果を測定・評価し、入試方法改善に繋げる。

(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

1. 学長の主導のもとに、戦略的な教員の配置を行う。

平成23年度に策定した「戦略的な教員配置方針」を踏まえ、「今後の教員公募おける公募内容・周知方法等」を策定する。

2. 任期制の教員など多様な雇用により、教員組織の活性化を図る。

平成23年度に策定した「多様な雇用により組織の活性化を促進する方策」を踏まえ、外国人教員の活用について検討する。

3. 国際的通用性のある教育の質保証のためにFDを推進する。

① グローバル人材育成や学修支援、IR、教育成果等、テーマを明確にしたFDシンポジウム等を開催し、教員間で情報を共有する。

② 学生による授業評価の結果や調査そのものに対する調査検証をもとに、教育成果測定について検討する機会を設け、FDの高度化を図る。

4. 教育施設・設備将来構想を含むキャンパスグランドデザインに基づき、順次教育環境を整備する。

キャンパスマスタープランに基づき、教育研究活動に対応した整備を推進する。また、学生など利用者の視点に立った魅力あるキャンパス環境の充実を図る。

(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

1. 初年次教育の整備やTA制度の見直し・改善により、学習支援体制を強化する。

「学習及び学修支援強化計画」(平成23年)に沿って、総合学修支援センターの活動による学習及び学修支援体制の強化に関する達成度評価のための調査を実施し、その結果を精査する。また、前年度に策定した行動計画に基づく改善策を実施する。

2. 図書館や情報設備等を充実させ、学生の自主学習の環境を強化する。

① 前年度の試行と評価を参考に、引き続き、学生の自主学習の環境を整備し、充実を図る。

② 学部・学科図書室の改善に向けて、実態調査を行う。

3. 学生寮、授業料免除、大学独自奨学金などの現状と機能を統合的に整理し、学生支援情報システムを活用した、効率的かつ平等な学生支援体制を設計・実現する。

① 平成25年度新入生及び保護者を対象に、第二次学生生活実態調査を実施し、第一次調査の結果も踏まえながら、学生支援情報システムの試行・改良を行う。

② 「学生による学生支援」の担い手を養成するためのマニュアル・テキストの作成を行う。

4. 新寮を建設するとともに、既存寮の機能や対象を整理し、全体として教育上及び学生のニーズに適合的な学寮体制を整備する。

既存寮及び新寮の教育機能を高めるための方法を順次実施する。

5. 育英及び奨学の両目的に即し、大学独自の奨学金制度を再編整備する。また緊急奨学金制度を拡充する。

① 学生生活実態調査の結果を分析し、新しい大学独自奨学金制度として導入した学部及び大学院の予約型奨学金制度の機能評価を行う。

② 東日本大震災に伴い整備した大学独自被災学生支援金制度等により、引き続き被災学生の支援に当たる。

6. 学生生活の多種多様な相談に応じる学生相談体制を強化する。

学生相談体制を強化するため、相談室連携を推進する。また、相談ニーズの調査をもとに、相談機関の合同会議における連携の在り方及び事例の検討を踏まえ、相談体制の改善点を整理する。

7. キャリア支援を実行する組織的整備を行い、女性の多様なキャリア形成を支援する。

① キャリア支援センターを中心に、内定者を含めた学生のピアサポート組織を学内諸組織・OGの協力を得ながら充実させ、学生が主体となる支援体制を整備する。

② キャリア教育プログラムを産業界のニーズも踏まえて充実させ、学生・教職員の活用を広げ深める。

③ リーダーシップ養成教育研究センターを中心に、OG交流会を実施し、OGとの連携を強化する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

1. 本学に固有な伝統的分野や研究ポテンシャルの高い分野の研究を推進するとともに、拠点化のために必要なリソースを重点的に配分する。

① 国の学術政策に基づいた研究を推進するとともに、新プロジェクトを検討・推進する。

② 大学院先端融合部門の総括を行い、新たな体制で研究を推進する。

2. 女性の活躍が期待される研究領域を推進、開拓するとともに若手研究者を育成する。

- ① 引き続き、女性研究者に対する要請の高い領域に特化した研究プロジェクトを推進する。
- ② お茶大アカデミック・プロダクションのもとで、テニユアトラック制による若手研究者の人材育成やポストドクター・キャリア開発事業を推進する。
- ③ 研究者のニーズに合わせた研究環境を整備し、支援制度を構築し、実施する。

3. 科学技術政策に沿って、理系の女性研究者を育成する。

引き続き、本学がポテンシャルを持つ理系の研究分野における女性研究者育成のための研究プロジェクトを推進する。

4. 女性グローバルリーダー育成に資する研究を国内外の機関・研究者と連携して行い、その成果を社会変革の資源として広く共有する。

- ① 引き続き、国内外の教育研究機関、自治体、企業等と連携して、女性グローバルリーダー育成に資する研究プロジェクトを推進する。
- ② 研究成果を共有するための学術ネットワークを構築するため、国際シンポジウムを開催する。

5. 大学と附属学校が連携して、大学の研究活動の中で附属学校を活用する。

平成24年度の間報報告会の結果を踏まえ、改善を加えながら、「附属学校園を活用した新たな学校教育制度設計に係る調査研究」プログラムなどを継続・推進する。

(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

1. 研究の活性化のため、学外との連携を含めて広く学内外に人材を求め、任期付き研究者を重点的に配置する。

平成23年度に策定した「戦略的な教員配置方針」及び平成24年度に策定した「今後の教員人事計画」に基づき、人事計画を実施する。

2. 妊娠・出産・育児等と研究との両立が可能となるように、ライフスタイルの多様性を尊重する研究・勤務体制を築き、研究の活性化を図る。

- ① ワークライフバランスに配慮し、超過勤務の縮減、年次休暇取得の向上に努める。
- ② 子育て中の女性研究者支援、産休明け・育休明け支援、介護・看護支援制度の継続的实施と改善策の検討を行う。

3. 若手女性研究者個々人に対してカスタマイズした研究支援体制を構築する。

改善案に基づいて、若手女性研究者支援を継続するとともに、活用促進を図る。

4. 共通機器の集中管理を進めるとともに、重点領域の研究施設・設備を整備する。

共通機器の集中管理を進め、共通機器センターにおいて、共通機器の整備計画を作成する。

5. 研究教育成果に応じ、研究費の重点的な傾斜配分を行う。

引き続き、研究教育成果を評価するシステムに基づき、研究費の重点的な傾斜配分を行う。

6. 本学における研究倫理を向上させる取り組みを継続し、その仕組みを検証して、効果的に実施する。

引き続き、研究の倫理に関する諸規程の見直しや周知方法の改善を行い、さらなるコンプライアンス意識の浸透や啓発活動を行うためのセミナー等を開催する。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携や社会貢献に関する目標を達成するための措置

1. 教員養成・乳幼児教育など本学の伝統を活かし、生涯を見通した教育システムを構築する。

院生・社会人を対象としたパイロット授業の実施結果を分析し、さらなる改善を図り、事業に反映させる。

2. 卒業生のキャリアネットワークを構築し、生涯にわたる教育を提供し、就業支援体制を築く。

卒業生の聞き取り調査の結果及びOG交流会実施の成果を分析し卒業生ネットワークの拡大を図る。

3. 本学の人的・物的資源、実績、ノウハウ、知的財産等を活用し、地域、企業、行政機関等との交流を通して、教育・研究・社会貢献に関する連携事業に取り組む。

- ① 引き続き地域、企業、行政機関等との情報交換を進め、地域連携を推進する。
- ② 学内の研究シーズの発掘を継続させるとともに、学外への広報活動を推進する。
- ③ 企業や行政機関と連携協力して、女性リーダーの育成に関する教育事業に取り組む。

4. 知的財産の創出、保護、管理及び活用のための体制を見直し、整備する。

知的財産の創出、保護、活用を更に積極的に推進するために、その基盤となる学内研究者・学生に対する知財意識の一層の醸成と高揚に努める。

(2) 国際化に関する目標を達成するための措置

1. グローバル社会で活躍できる女性人材育成のための教育プログラムを実施する。

- ① 英語によるサマープログラムを継続して実施し、更なる充実を図り、協定校からの受講者数を拡大させ擬似海外体験の受け皿とする。
- ② グローバル社会で活躍する人材を育むための各種拡大教育プログラムの効果や問題点を改善し、学生が卒業までに海外留学を体験できる体制づくりを進める。
- ③ グローバル人材育成推進事業に採択されたことによる外国語（英語・中国語）のカリキュラム改革を実行するとともに、グローバル力育成の各種取り組みを実施する。

2. 海外からの優秀な留学生を受け入れるため、留学生のサポートを強化しキャリアパスを見通したプログラムを策定する。

- ① インターネットを用いたサイバー空間を構築、留学に必要な日本語教育、オリエンテーション、プレースメントテストなどが渡日前に受けられる環境をさらに整備する。
- ② 留学生の就職支援のための授業の支援をさらに充実させる。
- ③ 帰国留学生の連絡先をアップデートする。さらに、各国留学生同窓会との協力体制を検討する。

3. 短期研修プログラムによる広範な留学生の受入れと日本人学生の海外派遣を推進する。

海外派遣プログラムの相談体制の充実、協定校、プログラムの増加などを図り、学生が卒業までに海外留学が可能な体制を整える。

4. 教員の教育・研究能力の向上のため、海外の交流協定校と教職員の相互交換研修などのシステムをつくる。

教職員の語学教育体制の整備、派遣先の拡大、受入体制の整備により双方向の研修を拡大する。

5. 開発途上国の女子教育・幼児教育に関する支援事業を強化充実する。

- ① 開発途上国の子どもの教育・福祉、女性のエンパワーメントに関して、国内外の研究・援助機関と協力して調査研究を行うとともに、その結果を広く社会に発信する。
- ② 開発援助機関と連携してアフリカ地域からの研修生を受け入れる。

6. 国内外の女子大学と連携して、女性のエンパワーメントに関する支援事業に取り組む。

国内外の女子大学及び国際機関との連携・協力により学生の交流・実践活動を進める。

(3) 附属学校に関する目標を達成するための措置

1. 学長を本部長とする附属学校本部を中心として、大学と附属学校との連携体制を強化する。附属学校と大学で一貫した理念に基づく教育環境と教育課程を整備する。

- ① 幼小接続期の研究、現職教員の探究力強化に関する研究等を継続して実施しつつ評価を実施し、研究成果の公表や妥当性などについて検討する。
- ② 附属学校園カリキュラム・ポリシーに基づくカリキュラムについて検討する。

2. 附属学校と大学及び外部の教育・研究機関との連携を強化した研究、研修体制を整備する。

引き続き、附属学校をフィールドとした外部の教育・研究機関との連携による研究を推進し、成果等を公開する。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

1. 学術文化の動向、社会的な要請やニーズなどを踏まえ、教育研究組織のあり方を定期的に検証し、必要に応じて組織を見直す。

ミッションの再定義を踏まえ、教育研究組織の見直しについて改めて検討する。

2. 学長のリーダーシップ発揮の基盤を充実させ、教育研究の戦略的重点化を推進する。

- ① 教育システム改革、リベラルアーツ教育開発のための学長の戦略的人事を行うため、平成23年度に策定した「戦略的な教員配置方針」及び平成24年度に策定した「今後の教員人事計画」に基づき、人事計画を実施する。
- ② 学長のリーダーシップに基づき、教育研究、社会連携、国際化における戦略的な事業を推進するため、学長裁量経費を含めた重点的な資源配分を行う。

3. 法人本部のマネジメント機能を強化し、教育研究の充実に力点を置きつつ、戦略的な人事政策・資源配分を行う。

マネジメント機能の充実を図る。さらに、マネジメントに関する教職員の意識改革を進める。

4. 女性の役職への登用を促進するために、「2020年までに30%」の目標実現に向けたポジティブ・アクションを推進する。

- ① 平成23年度に策定した目標及び平成24年度に策定した「国立大学法人お茶の水女子大学における男女共同参画推進のためのポジティブ・アクション」に基づき、実施する。
- ② メンター制度導入のための実施案を策定する。

5. 監事監査、内部監査等の監査結果を速やかに業務運営に反映させるための仕組みを整備する。

機構、チームなどの単位で業務プロセスを自己評価できるようなリスクアセスメントチェックリスト案を作成する。

6. 経営の改善及び安定化に資するため、経営協議会における学外有識者の意見を活用する。

経営協議会において学外有識者から経営改善の提言を受けるとともに、経営改善を行った事項を公表する。

7. 平成 23 年度までに人事に関するポリシーを策定し、平成 24 年度以降同ポリシーにのっとり、教職員の人事評価の仕組みを検証し、改善する。

① 平成23年度に策定した「人事に関するポリシー」について、企画経営統括本部及びチームリーダー連絡会で行った意見聴取等を踏まえ、必要に応じ修正を行う。

② 事務職員の人事評価において、平成 25 年 1 月から実施した「同僚評価」「上司評価」を含め、効果等を検証する。

8. 適正な人員配置を行い、他機関との人事交流を実施する。

人事交流の効果を確認し改善を図る。

9. 人事に関するポリシーを踏まえ、本学としての人材育成目標を設定するとともに、平成 25 年度までにその目標に向けた人材育成プログラムを開発・実施する。

平成 24 年度に策定した「人材育成プログラム」を実施する。

10. 教職員の性別役割分担意識の変革を進めるとともに、育児や介護のニーズを考慮した勤務体制の整備や人員配置を行う。

育児や介護のニーズを考慮した勤務体制や人員配置を整備する。

2 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

1. 現行チーム制について、事務の効率化・迅速化の観点から適宜評価を行うとともに、業務形態の変化を踏まえ、事務体制の改善を行う。

現行チーム制について、引き続き評価を行い、必要に応じ事務体制の改善を行う。

2. IT化、アウトソーシングについて、合理性、効率性の観点から評価・改善を加える。

IT化やアウトソーシングが可能なものについて、引き続き順次実施する。

3. 人事に関するポリシーの周知によって、意識改革を進めるとともに、同ポリシーを踏まえたSDを実施する。

平成24年度に策定した「人材育成プログラム」に基づき、SD研修を実施する。

4. 特定分野について専門職制度を導入するとともに、事務職員の職能を高めるため、資格取得等の自己啓発を進める措置を講じる。

専門職制度の導入後の効果等を検証する。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

1. 外部資金の獲得のための戦略を検証し、機動的な組織を整備する。

競争的資金等外部資金獲得のため、学長主導の教員組織によるプロジェクトチームが相互に協力し、新たな教育研究プログラムを計画立案できる体制を整備する。

2. 寄附金の増加に向けた全学的な戦略を構築する。

募金実績の分析及び評価に基づき、新たな募金活動を推進する。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

1. 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）に基づき、国家公務員に準じた人件費改革に取り組み、平成18年度からの5年間

において、△5%以上の人件費削減を行う。更に、「経済運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。

これまでの国における総人件費の改革への対応、給与減額措置等を踏まえ、平成25年度時点における人件費のシミュレーションを再度行う。

2. 管理的経費抑制のためにこれまで講じてきた方策を検証するとともに、管理業務の合理化、効率化等を進め、一般管理費を抑制する。

共同購入物品の対象拡大の検討、計画に基づく空調設備のオーバーホール実施など、管理業務の合理化、効率化等を進め、一般管理経費の抑制を図る。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

1. 法人資産の運用管理に関する基本計画を平成23年度までに策定し、これに基づき、財務分析を行い、キャッシュフローの把握により資産運用の具体的計画を立案し、実行する。

金利情勢を見極め、キャッシュフローの範囲で、資金運用基本計画に基づく運用を計画し実施する。

2. 大学の施設について、法人資産の運用管理に関する基本計画に基づき、資産の有効活用の観点から点検・評価を行い、資産の有効活用と学外への開放を促進する。

① 資産の有効活用の観点から、志賀高原体育運動場については、前年度の宿泊料金見直し後の運営状況の調査を実施する。

② 館山野外教育施設については、引き続き居住環境等の改善整備を実施し、利用率の向上を図る。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

1. 本学の教育研究の特性を考慮し、教育の質保証に関する取り組み及び研究活動を適切に評価し得る枠組みを構築し、平成24年度を目途に自己点検・評価を実施する。

自己点検・評価及び外部評価の評価結果を受けて、所要の改善措置を行う。

2. 教員の個人活動評価については、「教員活動状況データベース」を充実させ、評価項目の改善を行う。

他大学等における教員活動に関する類似システムについて調査し、改善を検討する。

3. 自己点検評価及び第三者評価の評価結果を大学運営の改善に確実に反映させるための仕組みを整備し、実施する。

外部評価の評価結果をまとめた外部評価報告書を作成し、学内外に公表する。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

1. 附属学校を含めた全学的情報発信システムを組織化し、情報受信者のニーズに応じた情報発信を有効に進める。

引き続き、情報受信者のニーズ調査結果を分析し、各情報受信者に適した情報発信方法を検討し、発信方法の改善を行う。

2. 教育研究成果を電子媒体等各種メディアを通して社会に積極的に発信する。

① 教員の教育研究成果を効率的に集約し、発信する仕組みの検討を行う。また、前年度の分析・評価を参考に、受験生獲得及び海外発信に重点を置いた戦略的な情報発信

を行う。

- ② 引き続き、教育情報を整理し、HPを通じた情報発信の一層の体系化を図るため、外国語版も含めて国内外へ「教育情報の公表」として発信する。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

- 1. キャンパスグランドデザインに基づき、エコロジー、ユニバーサルデザイン化に配慮したキャンパス整備計画を策定し、それに基づくキャンパス環境の整備を進める。**

キャンパスマスタープラン2013に基づき、老朽化対策及び安全対策を推進する。

- 2. 施設設備の有効活用の観点から施設マネジメント計画に基づく点検・評価を行い、施設設備の有効活用を行う。**

- ① 施設毎に利用実態を調査し、施設点検評価等による研究室・実験室等の共通スペース化を促進する。

- ② 既設施設の有効利用と教育研究の変化に応じたスペースの再配分を行う。

- 3. 設備機器の更新時に省エネ型機器の導入及び主要設備機器の効率的な運用による地球温暖化対策を行う。**

省エネ機器の導入及び機器の効率的運用による地球温暖化対策を行う。また再生可能エネルギーの利用促進を図る。

- 4. 本学の歴史的建造物の適切な保存整備を行う。**

本学の歴史的建造物の保存整備を行う。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

- 1. 学内危険箇所リストを平成22年度中に作成するとともに、定期的な危険箇所点検・改修、危険物質管理を推進し、安全性の高い学内環境を整備する。**

学内環境の定期的な点検・改修整備を実施するとともに、危険物等の管理を徹底する。

- 2. 安全・衛生に係る有資格者の育成を進めるほか、労働安全衛生法を踏まえた安全意識向上のための方策を講じる。**

- ① 安全・衛生管理に関する教育を推進し、安全・衛生に係る講習会を実施する。

- ② 職場環境整備の観点からも衛生管理者免許の資格取得者を増やすことにより職場の安全意識の向上を図る。

- 3. 幼児、児童、生徒及び学生を含めた本学構成員全体に対する安全教育を進めるとともに、地元自治体と協力した実践的な防災活動体制及び安否確認を含めた災害時の対応システムを整備する。**

- ① 大学と附属学校の連携を強化して、災害時のマニュアルの改正等、安全管理の促進を図る。

- ② 大規模災害時の備蓄品の確保、一時帰宅の抑制及び学内の帰宅困難者対策を進める。また、地元自治体と連携して、災害時の帰宅困難者の一時滞在施設としての利用等の相互協力等について協議する。

- ③ 大規模災害時に必要となる施設設備について防災対策に関する整備計画を策定する。

- 4. 情報セキュリティ及びコンプライアンスを強化するための情報基盤システムを段階的に整備する。**

- ① 引き続き、セキュアで効率的な情報システムの検討を行い、ユーザの利便性と情報

セキュリティに配慮したメールサーバの更新を行う。

- ② 引き続き、情報セキュリティ関連規程を整備するとともに、大学構成員の情報セキュリティ意識を高めるための研修を実施する。

3 法令遵守に関する目標を達成するための措置

1. 適切な法令の実施が保障される法人運営体制を構築するため、法令遵守の取り組みを統括する組織を平成23年度までに設置し、法令遵守状況の監視を行う。

コンプライアンス推進のための法令遵守状況の監視を行うとともに、監査担当職員を各種研修に参加させ、専門性を高める。

2. 法令遵守に関する研修を組織別、階層別に行う。

法令遵守に関する研修計画を策定して、組織別、階層別等の研修を実施する。

3. 附属学校を含めて人権擁護に関する意識改革を行うとともに、学内の体制を見直し、改善する。

平成23年度及び24年度に実施した実態調査を基に、必要に応じて体制・研修等を充実させる。

VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

○ 短期借入金の限度額

1. 短期借入金の限度額

12億円

2. 想定される理由

運営費交付金の受入れの遅延及び事故の発生等により、緊急に必要となる対策費として借入れをすることが想定される。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

○ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

特になし

IX 剰余金の使途

- 決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1 施設・設備に関する計画

(単位 百万円)

施設・設備の内容	予定額	財源
・講義棟改修 ・ライフライン再生（排水設備等） ・（附幼）園舎改修	総額 1,111	施設整備費補助金（1,085） 国立大学財務・経営センター施設

<ul style="list-style-type: none"> ・ (附小) 校舎改修 ・ 小規模改修 ・ 設備整備 	費交付金 (26)
--	-----------

注) 金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

2 人事に関する計画

1. 平成 23 年度に策定した「戦略的な教員配置方針」及び平成 24 年度に策定した「今後の教員人事計画」に基づき、人事計画を実施する。
2. ワークライフバランスに配慮し、超過勤務の縮減、年次休暇取得の向上に努める。
3. 平成23年度に策定した目標及び平成24年度に策定した「国立大学法人お茶の水女子大学における男女共同参画推進のためのポジティブ・アクション」に基づき、実施する。
4. 平成23年度に策定した「人事に関するポリシー」について、企画経営統括本部及びチームリーダー連絡会で行った意見聴取等を踏まえ、必要に応じ修正を行う。
5. 平成24年度に策定した「人材育成プログラム」に基づき、SD研修を実施する。
6. これまでの国における総人件費の改革への対応、給与減額措置等を踏まえ、平成25年度時点における人件費のシミュレーションを再度行う。

平成25年度の常勤職員数 374人

また、任期付職員数の見込みを 109人とする。

平成25年度の人件費総額見込み 4,201百万円(退職手当は除く)

(別紙) 予算、収支計画及び資金計画

1. 予算

平成25年度 予算

(単位:百万円)

区 分	金 額
収 入	
運営費交付金	4,411
施設整備費補助金	1,085
船舶建造費補助金	0
施設整備資金貸付金償還時補助金	0
補助金等収入	250
国立大学財務・経営センター施設費交付金	26
自己収入	1,829
授業料及び入学料検定料収入	1,730
附属病院収入	0
財産処分収入	0
雑収入	99
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	450
長期借入金収入	0
貸付回収金	0
承継剰余金	0
旧法人承継積立金	0
目的積立金取崩	0
計	8,051
支 出	
業務費	6,240
教育研究経費	6,240
診療経費	0
施設整備費	1,111
船舶建造費	0
補助金等	250
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	450
貸付金	0
長期借入金償還金	0
国立大学財務・経営センター施設費納付金	0
計	8,051

[人件費の見積り]

期間中、総額4,289百万円を支出する。(退職手当は除く)

注) 運営費交付金は、前年度からの繰越額99百万円

注) 施設整備費補助金は、前年度からの繰越額1,085百万円

2. 収支計画

平成25年度 収支計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	7,188
経常費用	7,188
業務費	6,388
教育研究経費	1,534
診療経費	0
受託研究費等	240
役員人件費	76
教員人件費	3,616
職員人件費	922
一般管理費	328
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	472
臨時損失	0
収益の部	7,188
経常収益	7,188
運営費交付金収益	4,303
授業料収益	1,327
入学金収益	231
検定料収益	70
附属病院収益	0
受託研究等収益	240
補助金等収益	208
寄附金収益	190
施設費収益	144
財務収益	1
雑益	98
資産見返運営費交付金等戻入	214
資産見返補助金等戻入	80
資産見返寄付金戻入	77
資産見返物品受贈額戻入	5
臨時利益	0
純利益	0
目的積立金取崩益	0
総利益	0

注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

3. 資金計画

平成25年度 資金計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	8,471
業務活動による支出	5,623
投資活動による支出	2,428
財務活動による支出	0
翌年度への繰越金	420
資金収入	8,471
業務活動による収入	6,841
運営費交付金による収入	4,312
授業料及び入学金検定料による収入	1,730
附属病院収入	0
受託研究等収入	240
補助金等収入	250
寄附金収入	210
その他の収入	99
投資活動による収入	1,111
施設費による収入	1,111
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	519

別表（学部の学科、研究科の専攻等）

文教育学部	人文科学科	220人
	言語文化学科	320人
	人間社会科学科	160人
	芸術・表現行動学科	108人
	学部共通	20人
理学部	数学科	80人
	物理学科	80人
	化学科	80人
	生物学科	100人
	情報科学科	160人
	学部共通	20人
	生活科学部	食物栄養学科
人間・環境科学科	96人	
人間生活学科	260人	
学部共通	20人	
人間文化創成科学研究科	比較社会文化学専攻（博士前期課程）	120人
	人間発達科学専攻（博士前期課程）	54人
	ジェンダー社会科学専攻（博士前期課程）	36人
	ライフサイエンス専攻（博士前期課程）	94人
	理学専攻（博士前期課程）	140人
	比較社会文化学専攻（博士後期課程）	81人
	人間発達科学専攻（博士後期課程）	42人
	ジェンダー学際研究専攻（博士後期課程）	12人
	ライフサイエンス専攻（博士後期課程）	45人
	理学専攻（博士後期課程）	39人
附属小学校	735人（帰国子女教育学級 45人含む） 学級数 21（帰国子女教育学級 3を含む）	
附属中学校	399人（帰国子女教育学級 45人含む） 学級数 12（帰国子女教育学級 3を含む）	
附属高等学校	360人 学級数 9	
附属幼稚園	160人 学級数 6	